

## 福祉医療費の請求に関するお知らせ

平成19年4月1日から施行された70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化に伴う福祉医療費請求の取扱いにつきましては、平成19年4月10日付け国援第203-1号で群馬県理事から各関係機関に通知されました。

つきましては、福祉医療費【連記式】明細書の請求での福祉医療費請求額を次のとおり取扱うこととなりましたので、お知らせいたします。

### 1 市町村国保の受給資格者で「特」請求の場合の福祉医療費請求額

#### (1) 限度額適用認定証が提示された場合

限度額適用認定証の適用区分により算出した自己負担限度額までとなります。

#### (2) 限度額適用認定証が提示されない場合

従来どおりです。

### 2 市町村国保以外の受給資格者の福祉医療費請求額

限度額適用認定証の提示、未提示にかかわらず従来どおり「一般」の自己負担限度額（「税」表示の場合は低所得者の限度額、「多」については多数該当の限度額）までとなります。

### 3 留意点

限度額適用認定証の適用区分と福祉医療費受給資格者証の「税」表示が不一致の場合は当該市町村または保険者に確認してください。

確認した結果、「税」の扱いをする場合は、備考欄に「税」の記載をお願いします。